

大判カラー複合機賃貸借仕様書

本入札は、フルカラー対応大判複合機賃貸借料の5年間の合計金額による競争入札である。

1 仕様

- (1) プリンタ機能、スキャナ機能、大判コピー機能を有すること
- (2) 機器の詳細仕様については別紙による。

2 納入台数及び設置個所

納入台数	設置場所	設置場所住所
1台	浪江町役場 印刷室	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 地内

3 契約条件

- (1) この契約は、地方自治法第234条の3項に規定する長期継続契約とし、契約期間は、令和7年3月1日～令和12年2月28日(60か月)とする。ただし、早期納入・稼働した場合は、契約期間の始期と終期について協議により変更することができる。なお、60か月の当初契約期間は変更しない。

※長期継続契約の条件

- ・ 本契約の始期の翌年度以降において、浪江町の歳入歳出予算の本契約に係る金額について減額又は削除があった場合は本契約を解除することがある。
- ・ 上記の理由により契約を変更又は解除する場合は、賃借人は文書により賃貸人に通知する。
- ・ 上記の理由による契約の解除に伴い賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。この場合賠償額は双方協議の上定めるものとする。
- ・ 本契約については、リース会社を相手とする三者契約とすることも可能とする。

- (2) 浪江町役場本庁舎に限り、設置場所の変更が可能であることとする。

4 納入期限

令和7年2月28日(金)までに納入し、正常に稼働することを確認すること。
また、納入日時等の詳細は、各部署の担当者の指示に従うこと。
諸事情により機器の納品期限を超える期間を要する場合は、発注者の機器使用に影響を生じさせないよう担当課と協議するものとする。

5 入札における注意事項

- (1) 入札書は、消費税抜きの金額で作成すること。
- (2) 入札書には、賃貸借料金の60か月分の合計した額を入札金額として記入すること。
- (3) 賃貸借料については、設置、設定、契約期間内の保守・既設機撤去に関する費用を含むこと。

6 設置及び撤去にかかる注意事項

- (1) 浪江町役場の指定するIPアドレス等の設定を行い、浪江町役場の指示に従ってネットワークに接続すること。
- (2) 浪江町役場の指定するIPアドレス等の設定をしているプリンタードライバーを、CD-ROMとして納品すること。
- (3) クライアントPCへの複合機のドライバーインストール作業、スキャナ設定作業を浪江町役場の指示に従って行うこと。
- (4) 機器の設置及び設定後、梱包材等の現場にて発生した不要材は落札者が処分すること。
- (5) 機器が正常に使用できるように初期設定は落札者が行うこと。また、職員からの機器設定、操作方法に関して要望があれば必要に応じて指導、助言を行うこと。
- (6) 設置した機器については、賃貸借期間終了後、落札者の負担で撤去すること。既設機(SC-T5250D)の解約及び賃貸借が終了したときは、落札者の責任において撤去すること。また、機器の記憶媒体内データを一般的に読取不可能な状態で消去すること。

8 その他

- (1) 専用消耗品については、買取り方式とすること
- (2) 保守業務は、機器が常に正常な状態で使用できるよう印刷機に精通した保守要員により迅速・適切に保守できる体制を整えること
- (3) 請求書は、浪江町役場建設課へ送付すること。
- (4) 契約期間内において、機器の設置場所を変更しようとするときは、発注者から受注者へ通知をし、適切な対応を図ること。
設置場所を変更した場合においても、迅速かつ適切に保守業務を行える体制を整え、実施すること。
- (5) その他業務を進める上で必要な事項については、委託者と受託者が協議のうえ、実施すること。